

## 第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策

### 1. 基本的な取り組み方針

#### (1) 耐震化を促進するための役割分担

建築物の耐震化を促進するためには、その所有者等や地域社会が、「自分の身は自分で守る」という自助の考え方や、「自分のまちは自分たちで守る」という共助の考え方に基づいて、自らや地域のために、その責任において取り組むことが不可欠です。

隠岐の島町は、こうした所有者等の取り組みを支援していくとともに、所有者等への指導など必要な措置及び耐震化の推進体制の整備を行い、安全なまちづくりに向けて耐震化の促進に取り組んでいきます。

このような基本的認識に基づき、建築物所有者や地域社会、建築事業者、隠岐の島町等は、建築物の耐震化を促進するため、次の事項に努めることとします。

#### 【役割分担一覧】

|                |                                                                                                                                                                                              |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物所有者<br>(町民) | <ul style="list-style-type: none"><li>建築物の適切な保全に努めます。</li><li>自分、家族、利用者などの生命及び財産を守るため、所有する建築物の耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めます。</li></ul>                                                         |
| 地域社会           | <ul style="list-style-type: none"><li>地域内の防災性の向上を目的とし、自主防災活動の一環として、地震時の危険箇所の点検とその危険の除去及び地域内の住宅の耐震化が促進されるよう努めます。</li></ul>                                                                    |
| 建築事業者等         | <ul style="list-style-type: none"><li>耐震に係る設計施工技術を研鑽し、建築物の品質・性能の向上及び価格の適正化に努めます。</li><li>自らの営業努力により、耐震化工事の市場開拓に努めます。</li></ul>                                                               |
| 建築関係団体         | <ul style="list-style-type: none"><li>建築事業者等に対する技術向上や経営改善等に関する支援、組織力を活用した耐震化工事の需要拡大に努めます。</li><li>消費者に対する情報提供、相談対応など公益法人として積極的に地域貢献に努めます。</li></ul>                                          |
| 隠岐の島町          | <ul style="list-style-type: none"><li>町民の生命と財産を守ることは町の責務であり、耐震化に係る民間支援等は一義的には町が担います。</li><li>町内の耐震化を先導する立場として、率先して町有建築物の耐震化を進めるとともに、耐震化促進に資する施策の拡充に努めます。</li></ul>                           |
| 島根県            | <ul style="list-style-type: none"><li>市町村の枠を越えて実施すべき広域的業務、人的・財政的・性質的に市町村が処理することが適当でない補完的業務および市町村の連絡調整業務等を担います。</li><li>県内の耐震化を先導する立場として、率先して県有建築物の耐震化を進めるとともに、耐震化促進に資する施策の拡充に努めます。</li></ul> |

## (2)耐震化を促進するための基本的な方針

### ①住宅

旧耐震基準で建築され、これまでに耐震化されていない住宅に対して耐震診断、耐震改修の実施を促進するとともに、空き家の活用及び老朽化した空き家の解体等も進めていきます。また、新耐震基準で建築された住宅についても、耐震相談に応じていきます。

隠岐の島町内にある住宅は、そのほとんどが木造住宅であることから、木造住宅の耐震化を最優先で進めます。まずは、耐震化の普及・啓発に積極的に取り組み、耐震化への第一歩である耐震診断の実施につなげていきます。耐震性がないと判断された住宅に対しては、耐震改修が実施されるよう環境の整備に努めます。

### ②特定建築物

所有する建築物の耐震化の必要性や、地震発生時に利用者等の周囲に与える影響などについて理解してもらえるよう、特定建築物の所有者等に対して啓発及び情報提供を行います。また、耐震診断や耐震改修に向けての相談、助言、支援を関係団体等と連携して行い、耐震化の促進を図ります。

特に、耐震診断が義務づけられている「要安全確認計画記載建築物」の所有者等に対しては、耐震診断を行い、その結果を定める期限までに島根県に報告する義務がある旨を説明する機会を設けるなど、積極的に耐震化への取り組み・支援を実施します。

## (3)重点的に耐震化の促進を図る地域及び建築物

地震災害による周辺地域への被害拡大の防止、地震災害発生後の避難・救助・医療活動などの応急対策の円滑化を図る観点から、次の地域について重点的に耐震化を進めます。

- 1)避難・救助活動が困難で延焼拡大の危険性がある老朽木造住宅密集地域
- 2)緊急輸送道路の沿道地域

また、地震災害による人的被害の最小化、地震災害発生後の避難・救助・医療活動などの応急対策において必要な施設機能の確保を図る観点から、次の建築物について重点的に耐震化を進めます。

- 1)耐震性が不明又はないと判断される住宅
- 2)要安全確認計画記載建築物
- 3)災害時に救護施設となる病院
- 4)災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- 5)災害時に一時居住施設となる公営住宅等

## 2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

耐震化に関する情報の提供や相談の実施及び耐震診断や耐震改修費用の負担を軽減するための助成制度の活用を促すことにより、耐震診断・耐震改修の促進を図ります。

また、大規模な地震発生時には、建築物の倒壊等による被害だけでなく、建築物に付属するものの落下による被害なども多く発生しているため、建築物以外の地震予防対策や地震発生後の応急対策の円滑な実施も図ります。

### (1)耐震診断及び耐震改修の誘導・支援策

#### ①耐震診断・耐震改修に対する補助制度

隠岐の島町では、耐震診断や耐震改修に係る町民の負担を軽減して耐震化を促進するため、国の補助制度も活用して、木造住宅を対象に耐震診断・耐震改修費用等の助成制度を実施しています。しかしながら、制度の利用が少なく、耐震化が進んでいません。今後も制度の実施を継続し、町民に対して制度の周知・普及を積極的に行っていきます。

また、住宅以外の建築物についても国や島根県の補助事業等を活用して、耐震化を支援していきます。特に耐震化が進んでいないホテル・旅館等については、窓口への相談も多いことから、積極的に助成制度の創設を検討していきます。

【現在実施している木造住宅耐震対策助成制度(2017年4月1日現在)】

| 事業名    | 補助内容              | 上限        |
|--------|-------------------|-----------|
| 耐震診断   | 耐震診断に要する費用の 10/10 | 100,000 円 |
| 耐震改修工事 | 耐震改修工事に要する費用の 23% | 900,000 円 |
| 耐震補強計画 | 耐震補強計画に要する費用の 2/3 | 300,000 円 |
| 解体除却工事 | 解体除却工事に要する費用の 1/3 | 500,000 円 |

#### ②耐震改修促進税制等の活用

国においては様々な耐震改修促進税制が実施されています。

住宅については、耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除や固定資産税の減額措置が実施されています。また、耐震改修を行った場合の住宅ローンについても一定の税制支援が受けられるようになっていますので、これらの税制の特例措置を町民に対して広く周知し、活用を促します。

また、特定建築物については、耐震改修工事に伴って取得する部分について所得税及び法人税の特別償却措置を受けられるようになっています。さらに耐震診断が義務づけられた建築物に対しては、耐震診断結果が報告されたものについて、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置が実施されています。これらの税制についても広く周知し、耐震化の促進を図ります。

【現在実施している木造住宅耐震対策助成制度(2017年4月1日現在)】

| 対象    | 税の種類         | 概要                                                                   |
|-------|--------------|----------------------------------------------------------------------|
| 住宅    | 所得税の特別控除     | 耐震改修工事を行った場合、工事に要した費用の10%相当額がその年の所得税額から控除される。(上限250,000円)            |
|       | 固定資産税の減額措置   | 耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税の1/2が減額される。(1戸あたり120㎡相当分まで。)           |
|       | リフォーム融資      | 耐震改修工事補の80%を上限に融資が行われる。(上限1,000万円)<br>※満60歳以上の高齢者には「高齢者向け返済特例制度」がある。 |
| 特定建築物 | 法人税・所得税の特別償却 | 耐震診断が義務づけられた建築物の耐震改修工事を行った場合、耐震改修により取得・建設した部分について、特別償却25%ができる。       |
|       | 固定資産税の減額措置   | 耐震診断が義務づけられた建築物の耐震改修工事を行った場合、翌年度分から2年度分の固定資産税について1/2が減額される。          |

### ③リフォーム等に合わせた耐震改修の促進

住宅設備やバリアフリー化等のリフォームの機会にあわせて耐震改修を実施することは、建築主にとって費用面・工期面でメリットがあります。このため、リフォーム時に耐震診断や耐震改修が実施されるよう、町、建築事業者及び関係団体等が連携して町民にメリットを紹介する体制を構築し、耐震化を促していきます。

また、リフォームに関する相談があった場合には、あわせて耐震改修に関する啓発や助言を行っていきます。

### ④中古住宅の耐震改修の促進

空き家等に入居する際の修繕にあわせて耐震改修工事を実施することは、安全な住宅の供給に繋がります。特にUIターン者等が空き家等に入居する場合には、耐震診断を実施し、耐震性が不足する場合には耐震改修が実施されるよう、県及び関係部局と連携して積極的な実施を促していきます。

### ⑤地域による耐震化の取り組みの促進

耐震化は住宅の所有者等が自主的に取り組む必要がありますが、これまで実施してきた個々の住宅に対する対応のみでは耐震化率を大幅に引き上げることが難しい状況です。そこで地域が連携して地震対策に取り組む仕組みの構築を進めます。

## ⑥部分的な耐震化に対する補助制度の検討

耐震改修は所有者等にとって費用面等で負担が大きく、様々な要因から容易に実行できない場合があります。そのため、町民の生命及び財産を守ることを最優先と考え、高齢者や障がい者等に対し、耐震シェルターや防災ベッドの設置費用の補助制度の創設を検討します。

## ⑦新耐震基準で建築された住宅の耐震診断に対する支援の検討

近年の地震被害状況を鑑み、1981年6月以降に新耐震基準で建築された住宅についても、耐震診断の実施に対する支援を検討します。

## (2)安心して耐震診断及び耐震改修ができる環境整備

### ①優良技術者及び事業者の紹介

島根県は、県内事業者の技術水準の底上げを図るための高技術水準の専門講習や、耐震診断が義務づけられた建築物の耐震診断を実施できる建築士を養成するための講習を受講・修了した者を登録する制度を設け、県内の相談窓口や県ホームページ等で公開しています。一定の技術水準を持つ技術者を町民が安心して選択できるよう、こうした県の制度及び優良技術者・事業者を広く周知していきます。また、町内の事業者に対しては、講習会への積極的な参加を呼びかけていきます。

### ②相談窓口体制の充実

建築物の所有者等が安心して耐震診断・耐震改修を実施できるよう、建設課に耐震相談窓口を設け、耐震診断・耐震改修の方法、補助制度の紹介などを行っています。引き続き相談窓口を設置し、島根県や建築関係団体とも連携して、町民や事業者からの相談に対応していきます。

また、島根県等が実施する研修会に積極的に参加し、適切な指導や情報提供を行うことができるよう、情報収集に努めます。

### ③特定優良賃貸住宅等の空き家の活用

耐震改修の実施に伴い仮住居が必要となる所有者等に対し、特定優良賃貸住宅等の空き家を活用できるよう島根県と連携を図り、耐震改修の促進を図ります。

#### ④標準的な耐震診断費の情報提供

島根県は、住宅所有者等に対する事業費補助の公平化、補助事業を実施する市町村の事務手続きの明確化・簡素化及び市町村ごとの耐震診断に要する費用の標準化を図るため、ガイドラインを制定し、県のホームページ等を用いて情報提供するとしています。このガイドラインを活用して、住宅所有者等に対し、相談窓口等において耐震診断に関する情報提供を行います。

### (3)地震時の建築物の総合的な安全対策

#### ①建築物以外の地震予防対策

##### ● ブロック塀の安全対策

コンクリートブロック塀等は地震時に倒壊しやすく、倒壊した場合にはその下敷きとなることで死傷者が発生したり、倒壊したブロックが道路を閉塞することにより避難や救援活動に支障をきたしたりすることが考えられます。そのため、所有者等に対して適切な維持管理や補強・撤去等の安全対策について周知し、地域の安全性の向上に努めます。

##### ● 窓ガラス・天井等の落下防止対策

地震発生に伴う窓ガラスの破損や天井等の落下は、建築物利用者や歩行者に被害を及ぼす危険性があります。また、落下物等により、避難や救援活動に支障をきたすことも考えられます。そのため、建築物の所有者等に対して、落下による危険性を周知するとともに、点検、改修を通じて地震への備えが施されるよう、様々な機会を捉えて指導・助言を行っていきます。

##### ● エレベーターの安全対策

地震発生時のエレベーターの緊急停止により、エレベーター内に閉じ込められる事例が発生しています。このため、地震によりエレベーター内に閉じ込めが発生した場合の対処方法について、建築物の所有者等に周知するとともに、対応方法を掲示するなど利用者への告知も促していきます。

また、島根県や関係団体と協力して、P波感知型地震時管制運転装置(地震発生時にエレベーターを安全に制御し、閉じ込め事故等を防止するための装置)等の設置を促進していきます。



## ● 家具の転倒防止

建築物に十分な耐震性があっても、家具等の転倒により死亡・負傷事故などの被害が発生したり、避難の際に支障が生じたりすることがあります。このため、耐震診断・耐震改修の啓発にあわせて、家具・家電製品などの家財が凶器とならないよう、転倒・移動防止対策や家具の配置方法についても必要な情報を提供していきます。

特に高齢者にとっては致命的な問題となる可能性も高いことから、居間や寝室など滞在時間の長い部屋の安全対策が実施されるよう、自治会等を通した啓発・支援策の取り組み方法について検討します。

## ②土砂災害防止対策

地震によりがけ崩れ等の土砂災害が発生するおそれがあります。隠岐の島町ではこれまでも、がけ地崩壊から町民の生命と財産を守るため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」により危険な住宅に対する災害防止措置を行っていますが、未だ危険箇所が存在する住宅も多いため、取り組みを引き続き行い、危険な住宅の移転を促進していきます。

また、島根県が指定する土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)や急傾斜地崩壊危険箇所、及び島根県が指定を検討している土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)の土砂対策を島根県と連携して推進するとともに、これらの情報等を町民に開示して災害に対する危険の周知を図ります。

### 【土砂災害警戒区域/土砂災害特別警戒区域の閲覧システム(マップ on しまね)】



### ③密集市街地の地震防災対策

古くからの住宅市街地や漁村集落などには、老朽化した住宅が密集する市街地が点在しており、地震・火災時の防災機能の低下が懸念されています。これらの地域では狭い道路も多く、避難・救援活動への支障や延焼の危険など、防災上の問題を多く抱えています。そのため、これらの問題の改善に向けて、狭い道路整備事業の導入など、総合的な対策の検討を進めます。

### ④地震発生後の応急対応

#### ● 被災建築物応急危険度判定の実施

地震により被害を受けた建築物は、その後の余震等による倒壊や窓ガラス・外壁の落下などさらなる被害を引き起こす危険性があります。このため、島根県及び（一社）島根県建築士会と連携して、被災建築物応急危険度判定士の派遣体制を整備し、被災した建築物の調査とその後発生する余震等による危険性の判定を行い、二次災害を防止します。

また、地震により宅地が広範囲に被災した場合には、その後の余震によって宅地が崩壊する等、被害が拡大する可能性があります。そこで被災建築物応急危険度判定と連携して、被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険性の判定が実施されるよう相互調整を行い、町民の安全確保を図ります。

#### ● 被災者に対する賃貸住宅の紹介・斡旋

大規模地震等の災害により住宅に住むことができなくなった被災者に対し、県営住宅及び町営住宅等の空き家を紹介します。また、島根県と宅地建物取引業団体との間で終結した協力協定に基づいた民間賃貸住宅の空き家の紹介・斡旋制度を活用します。

#### ● その他、応急・復旧対策の支援

被災住宅の応急修理、被災証明発行のための住宅被害調査、住宅相談所の開設などに関して、建築関係団体と協力体制の構築に努め、地震災害の発生に備えます。

### ⑤地震保険等の加入促進

地震により家屋が倒壊した場合、被災者は自力で復旧を行わなければならない、多くの負債を抱えることとなります。そのため、財産を保護するためには地震保険への加入も有効な手段であると考えられるため、島根県と連携して地震保険や建物更正共済等の加入促進に向けた情報提供に努めます。



## ⑥「基準適合認定建築物マーク」の普及

建築物の所有者が所管行政庁である島根県に申請し、耐震性を有する旨の認定を受けた建築物は、その建築物本体や広告に「基準適合認定建築物マーク」を標示することができます。これにより、利用者等に対して当該建築物が耐震性を有していることを情報提供することができます。この制度の普及により、町民の耐震診断・耐震改修等への関心を高めていきます。

なお、この制度は、新耐震基準により建てられた建築物も含め、耐震性を有している全ての建築物が対象となります。

### 【基準適合認定建築物マーク】



(注意)このマークは、建築物の所有者からの申請により任意に表示されるものです。したがって、マークが表示されていない建築物であっても耐震性が不足しているというものではありません。

### 3. 建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のための施策

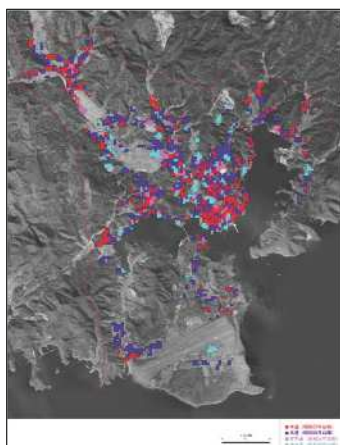
住宅・建築物の耐震化を促進するには、建築物の所有者等がその必要性や重要性について十分に認識することが必要なため、地震防災マップの作成・公表による知識の普及やホームページやリーフレットなどによる情報提供の充実を図ります。

#### (1) 地震防災マップの作成・公表

所有者等の意識啓発を図り、住宅・建築物の耐震診断・改修を促進させるため、想定される大規模地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地震防災マップを作成し、公表することを検討します。

2010 年に「隠岐の島町耐震改修促進計画」を策定した際、一部地域で耐震化マップを作成しました。今後、他の地域においてもこの耐震化マップを作成することを検討し、作成した際にはホームページ等で公表していきます。

#### 【耐震化マップ】



#### (2) 効果的な啓発メディアの整備

##### ① 啓発用パンフレット等の配布

島根県は、広く県民の地震防災に関する意識啓発と知識普及を図るため、耐震改修促進法の概要や地震被害の状況と対策の必要性、耐震診断・改修の方法等を掲載したパンフレットを作成しています。このパンフレットを相談窓口等で配布し、耐震化に向けた意識啓発を進めます。

【耐震対策啓発パンフレット(島根県作成) 左:住宅編、右:特定建築物編】



## ②耐震改修事例集の活用

島根県では、リフォームにあわせた耐震改修工事の事例や、国が認定した耐震改修広報や事例別の工事費用、資金計画に関する情報を掲載した事例集を作成するとしています。この事例集を相談業務などで活用し、町民が民間事業者による耐震改修工事の参考にします。

## ③広報用ビデオ等の活用

耐震改修工事に関する所有者の体験談や工法別の工事概要などを記録したDVDなどを、学習教材として活用することを検討します。特に映像資料は、町民への意識啓発に有効であると考えられるため、その活用方策について積極的に検討します。

## (3)多様な学習機会の提供

### ①セミナー・講習会などの開催

島根県及び建築関係団体と連携して、一般向け、特定建築物の所有者向けのセミナー・講習会を開催し、町民の地震防災に関する意識啓発と知識普及、自主的な耐震化を図ります。

また、小中学校や町内会等での避難訓練や防災学習の機会を捉え、耐震対策の知識普及を図ります。

### ②各種行事を活用した広報活動の実施

建築物防災週間や違反建築物防止週間における指導や広報活動等の活動を通して、積極的に地震防災対策についての啓発を行います。

## 4. 建築物の所有者等に対する法的措置等の実施方針

地震被害の軽減や円滑な応急対策を図るため、耐震性がないと判断される建築物について、耐震性を確保するために必要があると認める場合には、その所有者等に対して、所管行政庁及び特定行政庁である島根県によって、耐震改修促進法による「指導」等及び建築基準法による「勧告」又は「命令」等が実施されます。

ここでは、島根県によって行われる法的措置等についてまとめます。

### (1)耐震改修促進法による法的措置

耐震改修促進法では、建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認められるときは、所管行政庁から所有者に対して、次に示す措置を段階的に行うことができるとされています。

- ・ 耐震診断及び耐震改修について必要な「指導及び助言」
- ・ 必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認められるときの必要な「指示」
- ・ 正当な理由がなく上記の「指示」に従わなかったときの「公表」

これに加え、耐震診断結果の報告を義務づけられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者に対しては、次の命令等を行うことされています。

- ・ 報告された耐震診断の結果の「公表」
- ・ 耐震診断の結果が報告されなかった場合に報告を行うこと、又は虚偽の報告がされた場合に報告の内容を是正すべきことを命じる「命令」
- ・ 上記の「命令」がされた場合の「公表」

島根県では、大規模な地震の発生で建築物が倒壊等した場合に、被災者救援・救護活動、消火活動等の災害応急対策に重大な支障をきたすことがないように、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物を県計画で指定し、対象建築物の耐震診断結果の報告を義務づけることにより、重点的な耐震化の促進を図っています。

■防災拠点及び避難所(要緊急安全確認大規模建築物に限る)

隠岐の島町における指定建築物…なし

指定年月日:平成 28 年 3 月 15 日 診断結果の報告期限:平成 27 年 12 月 31 日

## ■防災拠点すべて及び避難所

(平常時の用途が耐震改修促進法第 14 条第 1 項に掲げる用途に供するものに限る)

隠岐の島町における指定建築物…隠岐の島町役場

指定年月日:平成 29 年 4 月 1 日 診断結果の報告期限:平成 33 年 3 月 31 日

※指定時点において、耐震診断の実施により「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」とされている建築物は除外されています。

また、県計画「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成 25 年 6 月)」に定める緊急輸送道路の中から、耐震診断結果の報告の義務づけ対象となる道路を指定しています。この指定により、道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の所有者等から申請があった場合には、耐震診断の実施に要する費用の一部を負担するとして、当該道路の通行及び円滑な避難の確保を図るとしています。

さらにこの指定により、沿道の建築物の所有者等に対しては、耐震改修促進法に基づく法的措置を行うことが可能になりました。

## ■診断結果の報告の義務づけ対象となる道路

### 【耐震診断結果の報告の義務づけ対象となる道路一覧】

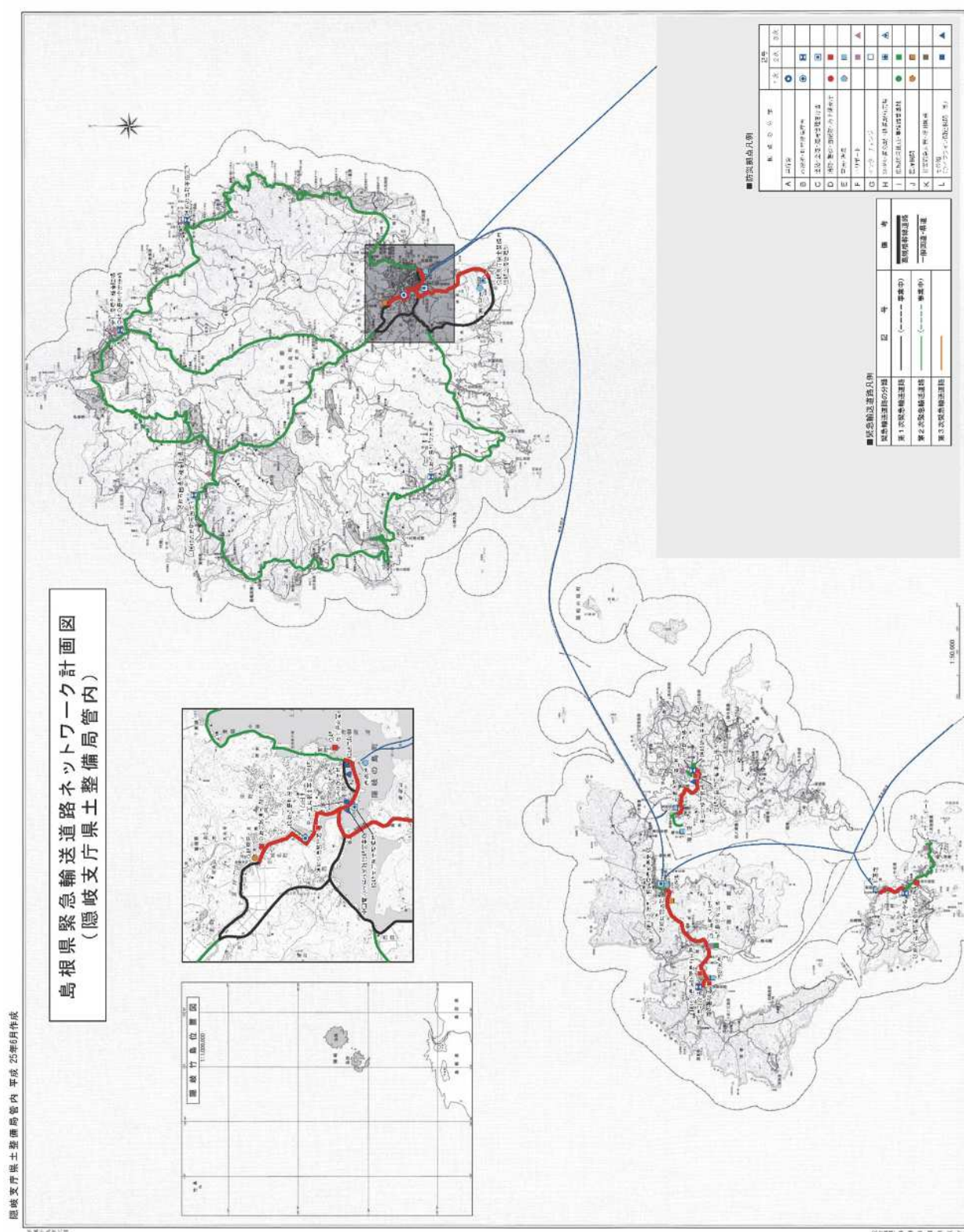
| 道路種別      | 路線名               | 区間                               |
|-----------|-------------------|----------------------------------|
| 一般国道(指定外) | 国道 485 号          | 西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点～<br>広域農道岬線交点 |
| 主要地方道     | 県道 43 号(隠岐空港線)    | 町道西郷 270 号交点～隠岐空港                |
| 主要地方道     | 県道 47 号(西郷布施線)    | 国道 485 号交点～町道宮ノ前西町線              |
| 町道        | 町道有木 1 号          | 町道宮ノ前西町線交点～町道中町中条線               |
| 町道        | 町道西郷 270 号        | 広域農道岬線交点～県道 43 号(隠岐空港線)交点        |
| 町道        | 町道中町中条線           | 町道有木 1 号交点～隠岐病院                  |
| 町道        | 町道宮ノ前西町線          | 県道 47 号(西郷布施線)交点～町道有木 1 号交点      |
| その他       | 広域農道岬線            | 国道 485 号交点～町道西郷 270 号交点          |
| その他       | 西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路 | 西郷港～国道 485 号交点                   |

指定日:平成 29 年 4 月 1 日 診断結果の報告期限:平成 38 年 3 月 31 日

出典:島根県「島根県建築物耐震改修促進計画」



【耐震診断結果の報告の義務づけ対象となる道路図】



出典：島根県「島根県建築物耐震改修促進計画」。



## (2)建築基準法による勧告又は命令等の実施

耐震改修促進法に基づく公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、特定行政庁は建築基準法に基づき、次のような勧告等を行うことができるとされています。

- ・ 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合の保安上又は衛生上必要な措置をとることの「勧告」、及び正当な理由がなく「勧告」に係る措置をとらなかった場合の「命令」
- ・ 著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合の保安上又は衛生上必要な措置をとることの「命令」

### ①勧告

県計画では、耐震改修促進法に基づく公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定に基づき、相当な猶予期間を設けて保安上必要な措置をとることを「勧告」としてしています。

「勧告」は具体的に実施すべき事項及び勧告に従わない場合には命令を発する旨を明示した勧告書を交付する等の方法で行われます。

### ②命令

島根県は、「勧告」を受けた所有者等が、正当な理由がなくその「勧告」に係る措置をとらなかった場合は、建築基準法第10条第2項に基づいて、その「勧告」に係る措置を「命令」としてしています。

また、「勧告」に関わらず、著しく保安上危険と認められる建築物については、当該建築物の所有者等に対し、速やかに、建築基準法第10条第3項に基づいて保安上必要な措置をとることを「命令」としてしています。

「命令」は具体的に措置すべき事項及び命令に従わない場合は告発する旨等を明示した命令書を公布する方法で行われます。

## 5. 今後の推進体制整備等に関する方策

関係機関・建築関係団体等との連携強化や耐震化の実施状況等のフォローアップなどにより、建築物等の耐震化の効果的な促進を図ります。

### (1) 連携体制の整備・強化

#### ① 町民・地域社会との連携

町民に対しては建築物の耐震化の意義等について周知を図り、自主的に行われる耐震化への取り組みを支援していきます。

また、地域社会と連携して啓発活動に広く取り組むとともに、地域社会が地域のために行う耐震化への取り組みを支援していきます。

#### ② 建築関係団体等との連携

建築物の所有者等に対する耐震診断や耐震工事に関する情報提供や相談対応について、相互に連携・協力して取り組んでいきます。

#### ③ 庁内関係部局との連携

消防防災や定住対策、管財など、関係する部局との連携を強化し、効果的な施策を展開していきます。

#### ④ 島根県との連携

所管行政庁である島根県とは十分に情報交換し、町民の防災意識の啓発や耐震化への取り組み支援を行うとともに、法的な措置等が必要となった場合には、積極的に連携を図りながら対応していきます。

### (2) 計画のフォローアップ

建築物の耐震化を着実に促進するため、特定建築物等をまとめた台帳を作成し、耐震化の進捗状況を定期的に把握、整理する仕組みを構築します。それを基にして、効率的に耐震化への助言・指導等を行っていきます。

また、国の基本方針や県計画、隠岐の島町地域防災計画の改定や、社会情勢の変化等により必要となった場合には、本計画の見直しを行います。